第七章

災害時の高齢者や障害者などへの対応

―阪神・淡路から東日本大震災までの対応の展開と今後の見通し―



著者

立木 茂雄(たつき・しげお)

同志社大学社会学部教授

略歴

阪神・淡路大震災時(一九九五年)の役職

一九九七年~ 関西学院大学社会学部教授関西学院大学社会学部助教授

二〇〇一年~ 同志社大学文学部教授被災者復興支援会議メンバ

二〇〇六年~ 同志社大学社会学部教授

二〇一四年~ 地域安全学会会長

淡路大震災時の高齢者や障害者の置かれた社会的状況 「災害弱者」モデルとその批判的検討

として概念化されたという。阪神・淡路大震災までの「災害弱者」とは、このように緊急対応の観点 犠牲となったことが契機となり、災害対策上特別な配慮が必要という認識が広まり「災害弱者」問題 採用された一九九一年度版の防災白書では、「災害弱者」は次のように定義された。 れてきた(e.g., Friedsam. 一九六〇/Tierney et al., 一九八八)。管(二〇〇〇)によれば、日本では から、避難行動上の「特別なニーズ」(林, 一九八六年から翌年にかけて続いた福祉施設の火災で、自力での避難が困難な高齢者や障害者が多数 高齢者や障害者は災害時に被害が集中するという事実は、古くから災害対策上の問題として認識さ 一九九六)に注目したものであった。この概念が初めて

①自分の身に危険が差し迫った場合、 それを察知する能力が無い、または困難な者

②自分の身に危険が差し迫った場合、それを察知しても適切な行動を取る事ができない、 困難な者 または

③危険を知らせる情報を受け取る事ができない、または困難な者

④危険を知らせる情報を受け取る事ができても、 または困難な者 それに対して適切な行動をとる事ができない

震災犠牲者の年齢別死者数の集計である。六十代以上の死者は全死亡者の半数を超えるものであった。 阪神・淡路大震災でも、多くの高齢者が犠牲となった。表1は、神戸新聞がまとめた阪神・淡路大 なった。

第一に、

一歳から四十五歳までの死亡率は前年度の日本

全国の死亡率と比較して圧倒的に高かった。

「普通に人間

75

25

定の偶発故障型、

当てはめて、

その結果、

田中 害者の保護の重要性は改めて指摘されること そして恒久住宅への移行期にあっ これを踏まえて、災害時における高齢者や障 に膾炙されることになった(管, 求められる対象 なく、避難所(上田, った。さらに緊急対応期だけの問題では 標葉・丸山、 110111)° 二〇一二)や仮住ま 一九九六) 1000 として人口 ても対策が 61

高齢が理由で被害が集中したの か

害は高齢者や障害者だけに集中したのか」、 ぜ高齢者や障害者に被害が集中するのか」、 〇〇三/松本・立木, 「高齢者や障害者は災害弱者となる」、 阪神 しかし、 淡路大震災以降、 そのような本質的な問いを発した研究は存在している 二〇〇九)。 自明のこととなり、 「そのために特別の配慮や対応が必要である 「それはどのようなメカニズムによるのか」、 といった問いは、 社会的な通念として広まっていった。 広く社会の注目を集めることはなか (呂ら, 一九九九 しかし、 「そもそも被 0 た言説 0

直接死者九百 を説明する際に用いるワイブル 呂ら (一九九九)は、 一名の年齢別分布と、 死亡者の年齢分布が信頼性工学において材料の破壊や機械の (故障分布) 震災前年度の日本の総死亡者の年齢別分布にワイ 関数に当てはまるという事実をもとに、 故障の発生など 西宮市での震災 ブ ル 関数を

当てはまることを示した。 布にワイブル関数を当てはめた時、 急増する摩耗故障型となり、 下がる初期故障型、 亡者の年齢分布では、 両者で大きく異なって (直線) に当てはまることを見いだしたが、 どちらの死亡年齢分布 両者を比較 四十五歳以降は自然老化に伴 十五歳から四十五歳までは死亡率が 十五歳までは成長するほど死亡率 した これを踏まえて西宮市の死亡分 震災前年度の日本全国 総死亡分布がワイブル (図1参照)。 二つのことが明ら (点線) もワイ その形状は い死亡率が 分布に [の総死 ブル 死亡年齢分布のワイブル関数あてはめによる分析結果 全国累積死亡率 西宮累積死亡率 2 3 4 5 10 15 20 30 40 60 90 年齢

亡率が一定の偶発故障型の分布形状となってい 「どんな家に住んでいたかで、 やはりたくさんの若い人を殺してしまったという事実」(林・ が死んでいくという現象として今回の震災をとらえたら、 ほぼ一様に偶発的に亡くなって」(林・ 西宮の死亡分布では初期故障型の形状が存在せず、 五歳の子どもも十五歳の子どもも二十歳の若者も、 た。これは、死因が個人の年齢に起因するのではなく、 110011 村上, p. 一〇六) 1100111; いたからである。 累積死亡率(%) 歳から四十五歳まで死 p. 三十歳、 一〇六) が見えて

阪神・淡路大震災犠牲者の 年齢区分別分布



出典:神戸新聞2004年5月14日

注:阪神・淡路大震災の死者数に ついては消防庁が2006年5月19日 発表した6434名、不明3名が確定 の死者・行方不明者数である。 (http://web.pref.hyogo.jp/pa20/

pa20_000000015.html)

する負の

直接効果があった。

地域は住宅全壊率に対し

そ 正

0)

効果が

また一千万以上世帯の率が

高

61

地域は住宅全壊率を抑

197

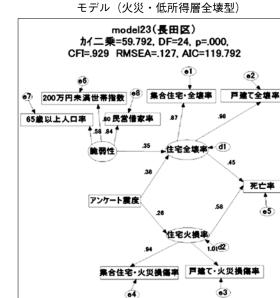
亡率を直接に規定する要因となっていた。そ 程式モデルを構築した。 松本 図2は長田区の死亡率の推定式をパ 死者が多数発生した神戸市内七区のそれ 四歳比率・年収二百万円世帯指数・年収 (二〇〇九) モデルに組み込まれ は、 阪神·淡路大震災 ス図 で表現 だぞれ たの して、 の神 は、 一千万円世帯指数・住宅全壊率・死亡率などである。 たもの つ 町通 戸市 のどちらもア て、 であ ŋ [,]単位でのアンケート震度・高齢 町通り単位での死亡率を説 おける直接死者三千八百九 る。 長田区では住宅の全壊と火損 震度の影響を受け 明する構造方 十五名を対象 者比率 Ć が死

宅全壊に関与した脆弱性は、 ら構成されていた。 弱性の影響も等 人口率・二百万未満世帯指数・ 住宅全壊率については、 しく受けていた。 さらに地域の脆 六十五歳以上 民営借家率 長田区の住 0

ほど高齢の居住者の住宅は老朽化 して脆弱性によ 地震動というハ 災害による被害や損失は、 110011)° ことは脆弱性の一部を構成し 耐震性能が低か は低所得層や民営借家が多い 長田区の場合、 って規定される ードおよびその暴露、 0 たと理解す 災害誘因とし 町通りで高齢 (Wisner しており べきで ところ てい et そ

モデル(火災・低所得層全壊型) model23(長田区) カイ二乗=59.792, DF=24, p=.000,

長田区における死亡率推定の構造方程式



発生した灘区の死亡率を推定するパス図であ 度と地域の脆弱性という二つの規定因に左右 灘区でも住宅全壊と火損が死亡率を直接 3は長田区同様に火災の大規模な延焼が した住宅に居住することを余儀な 脆弱性の中身は長田区とは そして六十五歳以上人口 二十四歳比率が脆弱性を 灘区では年収二百万未 灘区で 灘区における死亡率推定の構造方程式 モデル(若年・低所得層全壊型) model13(灘区) カイ二乗=41.183, DF=24, p=.016 CFI=.964, RMSEA=.090, AIC=101.183 集合住宅·全壊率 戸建て全壊率 200万円未満世帯指数 65歳以上人口率 年齡20.24 -.28 住宅全壤率(dl) 脆弱性 死亡率 アンケート震度 住宅火損率 を合住宅・火災損傷率 戸建て・火災損傷率 **64**)

満世帯指数と二十

大きく異なってい

た。

かしながら、

されると

いう全体の構図は長田区と似て

13

に規定しており、

住宅全壊率はアンケ

反映する正の指標、

率は脆弱性

の負の指標となっていた。

老朽化

ある

くされて して ち脆弱性が低 いたのである。これに対して灘区 た大学生を中心とした二十代前半の ことも併せて示唆された。 で高齢者率の 低所得層が 高 61 地域 は 地震動による住宅倒壊の結果として死亡 、住宅の耐震性能がむ しろ高かっ た(す

最後の図4は東灘区の死亡率を推定するパス図である。 完全壊率を規定し、 これが死亡率を決定して 13 た。 東灘区 世帯収入につ では、 11 ては二百万未満世帯の率が ン ケ ・震度と世帯収入指

ところが 同時に一千万以上世帯率は、 死亡率に対しては正の直接効果も認められた。 東灘区の北

世帯でも住宅の築年が古く、 や若年層率は脆弱性の指標にはなっていなかった。 は阪急電鉄から南はJRまでの住宅地では、 あると考えられた。さらに東灘区では 耐震性能が低かったためで 一千万以

脆弱性を構成していた。これに対して、 長田区では、低所得層や民営借家が多いところほど高齢 脆弱性要因となっていた。さらに灘区にあっては高齢者 層や若年層が多く居住する地域の住宅の老朽度が一番の の多く居住する地域の住宅性能はむしろ高く、 の居住者の住宅は老朽化しており、これらが長田地域の 域によって脆弱性の特徴は異なっていたことを示した。 曝された結果として死者は発生していたこと、そして地 朽化した脆弱性の高い)住宅が地震動というハザードに る構造方程式モデルを検討したが、耐震性能の低い 以上のように長田区、灘区、 東灘区の死亡率を推定す 灘区では低所得 脆弱性は相対的に低かっ

東灘区における死亡率推定の構造方程式 モデル(低所得層・高所得層全壊型)

注住宅全壤率◆ dl

model14(東灘区) カイ二乗=10.661, DF=7, p=.154 CFI=.973 RMSEA=.102, AIC=50.661 (e2)

集合住宅·全壊率 戸建て全壊率

-.26

「災害弱者」言説の源流にある 「障害の個人モデル」とその影響について検討を行う。

れる結果として死者は発生していたことを示した。このような科学的な検討と議論にもかかわらず、

住宅性能の低さをもたらす脆弱性が、

地震動とい

うハザ

ドに暴露さ

次節で

そのどちらも高齢であること

障害者=災害弱者」という言説は説得力をもって一般に流布したのだろうか。

が死亡の直接の要因ではなく、

灘区では、

も死亡率が高くなる地域があったことも明らかにした。

全般的に世帯の収入の低さが脆弱性の要因となっ

ていたが、立地によっては高所得世帯

で

たことも併せて示唆した。

▶200万円未満世帯指数

1000万円以上世帯指数

アンケート震度

阪神・淡路大震災の死者数に関する実証的な研究を二つ紹介したが、

障害の個人モデルから社会モデル

び注目 きない、または困難な者」、そして④は「危険を知らせる情報を受け取る事ができても適切な行動を 適切な行動を取ることができない、または困難な者」、 取る事ができない、または困難な者」であった。 してみよう。 冒頭にあげた一九九一年度版の防災白書に盛り込まれた「災害弱者」 ①は「危険を察知する能力が無い ③は「危険を知らせる情報を受け取る事がで または困難な者」、 ② は の定義①から④に再 「危険を察知しても

abilities and Handicaps, ICIDH)でも採用されており、いわば当時の正統な障害のとらえ方であった。 え方の枠組みでは、問題の対処策は身体的・知的・精神的な恒久的欠損(インペアメント)を「治療」し、 行動を取ることができないこと等々から災害時に不利益が生まれるという認識である。このような考 人が身につけるか(星加,二〇〇七)、あるいは善意のボランティアにより機能不全者の機能を代替 少しでもその機能を高めるか、それが難しい場合には、 して記述されている。危険を察知することができないこと、災害情報を受け取ることができないこと、 これらはすべて身体的・知的・精神的な機能の不全であり、さらにこれらは個人に内在する属性と (Oliver, が一九八〇年に示した国際障害分類 一九九〇=二〇〇六) ことに求められる。このような医学的な認識枠組みは、WH (International Classification of Impairments, 機能を補うための技法や振る舞いを当事者本 0 Dis

点に立ち返ってみると、「当事者個人に内在する身体的・知的・精神的な恒久的欠損 (インペアメント) 「災害弱者」概念が提唱された一九九一年、 そして阪神・淡路大震災につながる一九九〇年代の時

e5

死亡率

その結果として不利益(ハンディキャップ)が生まれる」という医学的な認識枠組みは、世界的にみ ても主流の考え方であった。 が原因となって、正常と考えられる方法や範囲で行為を遂行する能力に何らかの制約・欠如が生じ、

者と自然環境、構造物や社会環境との相互作用に関わる本質的な問いは、広く社会の注目を集めるこ うなメカニズムによるのか」、「そもそも被害は高齢者や障害者だけに集中したのか」、といった当事 とがなかったのである。 まさにこのような認識枠組みの故に、「なぜ高齢者や障害者に被害が集中するのか」、「それはどのよ 齢者や障害者は災害弱者となる」といった言説は自明視され、社会的な通念として構築されていった。 そして、当事者の不利益を当事者個人の属性に起因するものとしてとらえる認識枠組みの故に、「高

きな転換として主張されたのである(Oliver, 一九九〇=二〇〇六)。 ablement)につながる「障害の個人モデル」であると批判し、障害者解放のための理論的枠組みの大 るいは社会の善意にその解決策を求める(Twigg et al., 二〇一一)認識枠組みを障害者の無力化(dis 障害の「社会モデル」である。この考え方では、「障害の問題とはまず障害者が経験する社会的不利(益) がことさらに取り出され、その克服が障害者個人に帰責され」(星加、二〇〇七、 害の社会モデル」は、ICIDHに代表されるような「障害の身体的・知的・精神的機能不全の位相 のことなのでありその原因は社会にある」(星加,二〇〇七,p.三七)とする点である。そして「障 も二○○○年代前後から(長瀬, これに対して異を唱える動きが欧米では一九九○年代から(Oliver, 一九九○=二○○六)、日本で 一九九八/倉本,二〇〇二/星加,二〇〇七)本格化した。それが p. 三七) るか、あ

「障害の社会モデル」 の提唱者となったオリバーは、 障害者の不利益の原因帰属を巡る転換につ

ら言い換えることによって例示している(星加,二〇〇七, て、 一九八〇年代に英国の国勢調査局で用いられていた障害者調査の項目を「社会モデル」 pp. 四七-四八)。 の立場か

質問一

- 個人モデル「あなたの具合が悪いところはどこですか?」
- ・社会モデル「社会の具合が悪いところはどこですか?」

質問二

- ・個人モデル「あなたが物を持ったり握ったりひねったりすることを困難にしてい んな病状ですか?」 るのは、 شط
- ・社会モデル「あなたが物を持ったり握ったりひねったりすることを困難にしているのは、 やかん・缶等の日用品のどんな欠陥ですか?」

質問三

- ・個人モデル「あなたは、主に聴覚に問題があることで、 か? 人々の言葉を理解するのが困難です
- ・社会モデル「あなたは、人々があなたとコミュニケーションをとることができないことで、 人々の言葉を理解できなくなっていますか?」

質問四

- ・個人モデル 「あなたには日常生活を制約するような損傷・欠損・欠陥がありますか?」
- ・社会モデル 「損傷・欠損・欠陥に対する人々の反応が、 あなたの日常生活を制約しています

うになるだろう。 「社会モデル」に準拠して、 一九九一年度版防災白書の「災害弱者」の定義を言い換えれば次のよ

- ① 危険の察知
- (災害弱者モデル) 自分の身に危険が差し迫った場合、 それを察知する能力が無い または
- (社会モデル)自分の身に危険が差し迫った場合、 状況におかれた者 周囲がその危険を伝えることができな
- ② 危険時の行動
- (災害弱者モデル)自分の身に危険が差し迫った場合、それを察知しても適切な行動を取る 事ができない、または困難な者
- 支援行動と結びつかない状況におかれた者 (社会モデル) 自分の身に危険が差し迫った場合、 周囲がそれを察知し、 周囲からの適切な
- ③ 災害情報の受け取り
- (災害弱者モデル) 危険を知らせる情報を受け取る事ができない、 または困難な者
- 取ることができない状況におかれた者 (社会モデル) 危険を知らせる情報を周囲が伝えることができないことで、 災害情報を受け
- ④ 災害情報受け取り後の行動
- (災害弱者モデル) 危険を知らせる情報を受け取る事ができても、 をとる事ができない、 または困難な者 それに対して適切な行動

(社会モデル) 危険を知らせる情報が伝わっていても、 かない状況におかれた者 周囲からの適切な支援行動と結びつ

そしてどのような影響を社会に与えたのかについて概観する。 弱者」モデルに代わる新しいモデルとしての「災害時要援護者」概念がどのように社会的に構築され、 五年三月に提唱される「災害時要援護者」モデルであることが理解できるだろう。次章では、「災害 以上のような不利益の原因帰属を「社会モデル」により変換した後で立ち現れるものこそ、

「長手厚きを育しに、ノンコで中・淡路大震災以降のとり組み

―「災害時要援護者」モデルの出現―

とする。以下にその間の経緯を簡単に追ってみよう。 報伝達及び高齢者等の避難支援に関する検討会」が二○○四年十月に発足し、二○○五年三月に「災 四年七月の新潟・福島豪雨水害時に被害が高齢者に集中した事態を受けて「集中豪雨時等における情 害時要援護者の避難支援ガイドライン」(以下「ガイドライン」) 「災害時要援護者」や「避難行動要支援者」といった用語が社会に発せられるきっかけは、 が内閣府より公開されたことを契機 1.00

二〇〇四年七月新潟豪雨水害

上の高齢者に集中していた。この事態を受けて発足した「集中豪雨時等における情報伝達及び高齢者 新潟県では、 水害被害者十五名中六十五歳以上が十二名であり、 しかもそのうち九名が七十五歳以

要援護者」が事務局によってあらかじめ用意されていたのではなく、廣井座長の挨拶およびその後の 避難支援関係」という当初に事務局が設定した議事に関する検討内容の第一番目に「災害時要援護者 東大教授(当時)による座長挨拶の中で「災害時要援護者」が初出している。さらに、「高齢者等の 等の避難支援に関する検討会」の第一回目の検討会議事概要(内閣府 二〇〇四)によると、 議論の中で概念として形成されていったことがうかがえる。この議論の基になったのが七月豪雨災害 よりきめ細かく対策を考えていくことが必要」との記載がある。これらの議事概要からは、「災害時 について、障害の程度や生活状況等に応じて、情報面での支援や行動面での支援を決めておくなど、 だわる現地調査からの知見であった。

災害に関する調査研究」の中間報告会で、新潟水害における中之島町 ープに分類されることを明らかにした。 について、どのような要因により被害が発生したのか、そのメカニズムを報告し、 ・立木(二〇〇四)は、文部科学省の突発災害調査による「平成16年7月新潟・福島、 (当時)の三名、三条市の九名 被害が三つのグル 福井豪雨

に関

外にいて破堤直後の水流に巻き込まれ被災していた。第三グループは三条市の市街地である嵐南地区 この四名の直接の死因は、 の四名で、歩行困難、要介護認定を受けた七十五歳以上の高齢者であり、全員が屋内で死亡していた。 流速がもたらした大きな流体力による家屋倒壊が直接の死因であった。第二グル 宅は刈谷田川左岸の破堤点の近傍にあり、三メートル以上の浸水深を記録してい の破堤点付近で遺体が発見された五名で、 一グループは中之島町(当時)の三名で、 避難勧告が発令された時、 全員が六十五歳以下の若年層であり、逃げ場のない屋 全員が健康な七十五歳以上高齢者であった。三名 避難移動を支援する人がまわりに存在してい た。 î プは三条市 破堤直後の速 の五十 の住

ったことにあった。

護者の状況を十分把握しておくような対策を事前にとることが不可欠と結論づけてい に備えて行政内部で関係する防災部局と福祉部局が連携し、自治体等の支援を必要とする災害時要援 裕がなかったため、近隣による共助が十分機能せず、多くの高齢者が犠牲になった。この 点を当てた。三条市の嵐南地区では従前から地域コミュニティが形成されていた。しかし時間的な余 検討会の現地調査でも得られた。これをもとに第一回目の検討会は三条市の第三グループの事例に焦 以上と同様の結論は、検討会座長の廣井脩や同会委員の田中淳東洋大教授(当時) による内閣府

災害時要援護者の避難支援ガイドライン

避難支援に関する検討会,二〇〇五)。 避難行動に支援を必要とする者については基礎自治体が対象者の状況を事前に把握し、避難支援プラ 会」は、検討期間中にさらに発生した同年十月の台風23号水害や新潟中越地震時の実情なども参考に ンを作成するなどの対策を取るよう求めた点にある 避難に支援を要する者に向けて避難を促す「避難準備(要援護者避難)情報」を新たに設けたこと、 情報の発令に当たって、従来からの避難勧告や避難指示の発信の前段階として、高齢者等の災害時の して二○○五年三月にガイドラインを公表した。この二○○四年度版のガイドラインの主眼は、 二〇〇四年十月に発足した「集中豪雨時等における情報伝達及び高齢者等の避難支援に関する検討 (集中豪雨時等における情報伝達及び高齢者等の

生活支援などについて検討を進めるため、 翌二〇〇五年度は、 関係機関等の間での連携を中心とした避難支援方策や避難行動後の避難所での 「災害時要援護者の避難対策に関する検討会」を新たに設

○○五年度版改定ガイドラインは「災害時要援護者」を以下のように定義した。 その検討成果に基づき二〇〇六年三月にガイドラインの改訂を行い、内容の充実を図 った。

般的に高齢者、障害者、外国人、乳幼児、妊婦等があげられている。 ために安全な場所に避難するなどの災害時の一連の行動をとるのに支援を要する人 わゆる「災害時要援護者」とは、必要な情報を迅速かつ的確に把握し、災害から自ら 々 を 61 を守る 61

自立した生活を送ることが可能である。 要援護者は新しい環境への適応能力が不十分であるため、 避難行動、避難所での生活に困難を来すが、必要なときに必要な支援が適切に受けら 災害による住環境の変化 へ の n 対応 ħ

進めていくことが重要である。 関する次の①~③の例などを参考に、 要援護者情報の収集・共有に取り組んでいくに当たっては、 対象者の考え方 (範囲)を明らかにし、 現在の市町村の取組状況に 重点的 優先的に

例

- きない等)以上の居宅で生活する者を対象としている場合が多い 介護保険の要介護:要介護3(重度の介護を要する状態:立ち上がりや歩行などが自力でで
- 障害程度:身体障害 (1・2級) 及び知的障害 (療育手帳A等)の者を対象としてい
- その他:一人暮らし高齢者、 高齢者のみの世帯を対象にしている場合が多い

版防災白書の 改定ガイドラインで初めて設けられた「災害時要援護者」の定義の最初の二段落は、 「災害弱者」 の定義と比較すると、 「障害の社会モデル」 の認識枠組みの援用は明らか 一九九 一年度

れた避難生活時の支援についても、一般の指定避難所をバリアフリー化する社会包摂的(インクルー する「社会モデル」の全面的な採用ではないことが分かる。また、改定ガイドラインで初めて記載さ によって対象者を類型化する記述も共存している。この点で、障害者の不利益のすべてを社会に帰責 シブ)な視点ではなく、 一方、続く三段落目以降で示された〈例〉 福祉避難所の設置・活用を促すことに重点がおかれていた。 は、当事者個人の属性 (要介護度、障害程度など)

目は以下のようなものである。 前章で紹介したオリバーによる障害者調査の項目の「社会モデル」の立場からの言 い換え例の五番

質問五

- 個人モデル ますか?」 「あなたは、 長期間にわたる健康上の問題や障害のために、 特殊学校に通 って 61
- 社会モデル「あなたは、長期間にわたる健康上の問題や障害のある人は特殊学校に通うの 望ましいという地方教育局の方針のために、特殊学校に通っていますか?」

されている点で、オリバーの質問五と同形の構造になっ していることが示唆される。 「福祉避難所の設置・活用の促進」は、当事者の意思や希望からではなく、 ており、 対策の が前提が 当局の方針として提唱 「個人モデル」に立

る分類も共存していた。さらに当事者をノーマライゼーションの視点から社会的に包摂する「一般制 込まれていたものの、その具体の手順に関する記述では対象者の同定のための身体構造や機能に関す 以上のように二〇〇五年三月に公開されたガイドラインは、「社会モデル」に由来する理念は盛 対応を志向するのではなく、 要援護者には一般指定避難所ではなく福祉避難所を別に用意する ŋ

という「残余的」な対策 (Titmuss, 一九 七四=一九九九)に主眼が置かれていた。

になっていた。 する実態調査では、 が全国の自治体で一斉に広がった。二〇一一年度に総務省消防庁が実施した市区町村のとり 三月改訂版のガイドラインの公開により、全体計画、災害時要援護者名簿、 「障害の社会モデル」の立場から見るなら制約はあるものの、二〇〇五年三月版および二〇〇六年 同年度末までに調査団体の九八%が全体計画を策定済みか、策定を予定するまで 個別計画などの策定など 組みに関

国際生活機能分類(ICF)の影響

災白書の「災害弱者」モデルが、当時主流であった「障害の医学モデル」に立脚しており、この認識 CIDHが障害者の不利益の根本的な原因を生理学的レベルに帰責する「障害の医学モデル」に立脚 WHOは、二〇〇一年の総会でICIDHの改訂を採択する。二〇〇一年の改訂版が国際生活機能分 枠組みの源流が一九八○年から使われてきたWHOの国際障害分類(ICIDH)にあると述べた。 的な統合をめざしたものとされる(WHO,二〇〇一/厚生労働省, していたのに対して、 災害時に高齢者や障害者に被害が集中する原因を、当事者個人の属性に帰責する一九九一年度版防 (International Classification of Functioning, Disability and Health, ICF) である。この改訂は、I 「障害の社会モデル」からの反論をうけ、この二つの対立するモデル 110011)° 0) 弁証法

「参加」領域における「生活機能 相互作用をも含めて記述することを目指している。 ·CFは、健康状況と健康関連状況に注目し、その構成要素である「心身機能・身体構造」、 ここで その背景因子としての環境因子と個人因子と 「障害 (disability) 「生活機能」

各領域での否定的側面(「心身の機能障害・身体構造の恒久的損傷(impairment)」、「活動の制限 った (WHO, 「参加の制約」)として位置づけられ、環境因子を含む背景因子との相互作用から認識されるものとな 二〇〇一/厚生労働省,二〇〇二)。

表といった思想的潮流の影響が類推されるのである。 年前後から日本でも盛んになる「障害の社会モデル」に関する言説(長瀬 一九九八,倉本 二〇〇二) 難支援に関する検討会」第一回会合の座長挨拶や議論に端を発している。この議論は に加えて、WHOによる障害観の大転換とICF(WHO, デル」に基づく不利益発生の認識論に基づくものであったことは疑いがない。その背景には二〇〇〇 「災害時要援護者」概念は、二〇〇四年十月の「集中豪雨時等における情報伝達及び高齢者等の避 二〇〇一/厚生労働省, 二〇〇二) の公 「障害の社会モ

態を把握しようとするものであった。これは、明らかに「障害の社会モデル」にだけ与するのではな 拠していると判断される。 身体構造」、「活動」、「参加」および「環境因子」の全側面から当事者の生活機能をとらえ、 とりわけ、二〇〇六年三月改訂版のガイドラインが提示した災害時要援護者の定義は、「心身機能・ 「心身機能・身体構造」のアセスメントにもウィングを広げているICFの枠組みに、むしろ準 要援護状

性を切り開くものとなるだろう。 以上の議論は、災害時要援護者の要援護度について検討する議論(越智 別途検討することにしたい 二〇〇九) ICFを活用して個々 (Tatsuki, 11〇1 国)° しかしながら、このテーマは本稿の主題とは外れるために、 人とその環境との相互作用のアセスメント 立木, 二〇〇七/コマ を行う可能

宮城県石巻市でのとり組み

年三月 年度の時点で市内の五つの町内会で、 ドラインの記述と、 や避難誘導等を行う支援体制 一○○五年三月に公開された「災害時要援護者の避難支援ガイドライン」 プにあげられていたのが宮城県石巻市の事例である。 一日に発生した東日本大震災による津波災害時にどのように活かされたのかについて、 加えて、 東日本大震災発災時の石巻市八幡町での事例をもとに振り返ることにする。 日本各地における先進的 (防災ネットワーク) を設立してい 町内会長、 民生委員等が中 ・積極的なとり組み事例が紹介されて 石巻市では、ガイドライン公表の二〇〇四 た。このようなとり組みが二〇一一 心となり、 地域住民による安否確認 (初版) 61 具体的 る。 その ガ

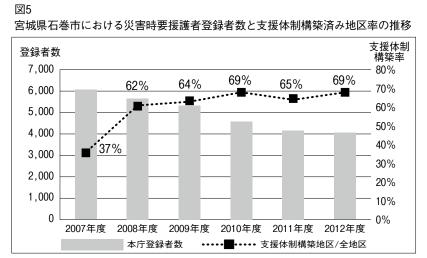
備と必要な支援の把握が課題となった。 結局避難できなかった住民が存在することが後に判明する。 避難勧告を発令した。 石巻市は、二〇〇二年七月に台風6号が通過した際、 しかし避難勧告が発令されたことは知りながら、 旧北上川の増水に伴 そのため、 高齢者や障害者等の情報 一人ではどうしようもなく 1, 石巻市では初めて 0 整 0

点で、避難行動に支援が必要と判断される十八歳以上の者は、市内全域で千七百八十 これらを踏まえ、 そこで市内三百六十九名の民生委員の協力により、 「②重度の障害により、 寝たきり等により、 知的障害者、 災害時要援護者の避難支援を目的とする 精神障害者及び難病者」について調査を進めたところ、 災害時に自力で避難することに支障が生ずるおそれのある、 災害時に自力で避難することに支障が生ずるおそれのある、 1 一人暮らし、 防災ネッ } 高齢者 ワ (六十五歳以 の結成を市内の緑町 二〇〇二年十月時 人と概算され 在宅の 在宅高 のみ

た。と住吉町に働きかけ、とり組みを協働で進めることとし

二〇〇五年一月現在、 齢者等の避難支援に関する検討会, の設立に至った(集中豪雨時等における情報伝達及び高 ュアルを策定するとともに、 ワー 「防災ネットワ ·ク」を設立した。また、二〇〇四年四月に 二〇〇三年七月にこれら二地区で ーク」 五地区におい の理解促進に努め 各種説明会を地域各所で開 三〇〇五)。 て防災ネッ トワ た結果、 「防災ネ マニ ク

七年度には三七%であ 二年度以降は二百四十八) 石巻市となるが、二○○七年四月からは、 二〇〇五年四月に石巻市は周辺の六町と合併 地区でのとり組みを新石巻市の二百四十五 移を示したも 「防災ネ 二〇〇七年度から二〇一二年度までの、 の登録者数 ツ 1 . ツ のである。 ŋ ij 0 ク たもの (棒グラフ) と市内全町内会に 結成率は制度開始時の二〇〇 の全町内会で展開させる。 これによると市内全町内会 の結成率 が、 翌年度には六二% (折れ線グラフ) これまでのモ 災害時要 し新 $\stackrel{\frown}{=}$ 図 13



と、そして東日本大震災発災時の二〇一〇年度には六九%にまで拡充されていた(石巻市,二〇一三)。 に二名の支援者を結びつける働きかけを行った。 ると判断された八名の住民を独自に加え、 トワーク」に九名の要援護者の情報を提供した。さらに民生委員や町会長の判断で支援が必要とされ リスト作りや避難支援者とのマッチングにとり組み始めた。結成当初、石巻市は八幡町の ていた。そこで二〇〇五年五月より 内旧北上川左岸に位置する八幡町は一九六○年のチリ津波災害時の被災の記憶が住民の間 合計十七名からなる要援護者台帳を作成 「防災ネットワーク」を結成し、対象となる要援護者の 要援護者一名 「防災ネ ッ

う守るのか」と題して教育テレビ「福祉ネットワ が行われ、翌二〇〇六年一月十七日に「要援護者をど たために、 八幡町でのとり組みは、ガイドラインが公表された二〇〇五年の時点で、 NHKの教育テレビの取材陣によって取材 先進的なとり 組みであ N=15世帯

(17名)

0

の番組として放映されている。

が亡くなった。 二〇一四)。八幡町でも約九百人の住民のうち三八名 不明者四百三十二人の激甚な被害が発生した(石巻市 あった石巻市では、 三月に東日本大震災が発生した。この震災により二〇 一年二月時点での人口が十六万二千八百二十二人で このようなとり組みを進めてきたなかで二〇一一年 一防災ネッ 直接死者三千二百七十三人、行方 トワ IJ ス トに載

図6 東日本大震災時の宮城県石巻市八 幡町防災ネットワークの対応 不明 制度による公助 ネットワークに よる援護 家族の自助 隣人(共助)

による援護

れてきた地域住民主体の個別避難支援計画づくりが決して間違ったものではないことを示す好例とな このような地域の ッ ト T V, た十七名について、対応の状況をまとめたのが図6である。 二〇一二年九月十一日放送)。 「防災ネットワーク」によって救われていたのである(NHK教育テレビハートネ 八幡町の実績は、 二〇〇五年三月以来、 リストに載った十七名のほぼ半数が、 日本各地で進めら

てい

東日本大震災時 の実相と今後 Ô 課題

至った 定され、約半数では名簿が整備され、二割を越える自治体では個別避難支援計画が策定されるまでに 初版が公開されて以来、 生した。 |本における災害時要援護者対策は、二〇〇五年三月に災害時要援護者の避難支援ガイドラインの (総務省消防庁, 11011)° ほぼ五〜六年のうちに千六百を越える基礎自治体のほとんどで全体計画が策 このような準備態勢が進められてきたなかで東日本大震災は発

たのか、その 本章では、 県別ならびに市町村別の各種統計資料を用いて、 メカニズムをマクロな統計デー タを用いて検討を行いたい 高齢者や障害者に被害がなぜ集中 (Tatsuki, 二〇一三/立木

六十代未満では人口構成割合に対する死者割 のグラフからは、 図8は、 比は ーの棒)の比(グラフ縦軸)を年齢別、 (図7透明の棒) および県別に求めたものである。 一以下となっており、 十歳きざみの年齢階級ごとの人口 図7で読み取れたように、 に対する死者の割合(同 これが六十代

図8 県および性別の年齢別人口構成割合に対する死者構成割合の比 (対年齢別人口構成割合)

構成割合をはるかにしのぐ結果とな

前合をはるかにしのぐ結果となってい六十歳代以上になると死者割合が人口

代までは人口構成割合に比べて死者の割合は

(警察庁, 口構成割合

110111)°

各県とも、

六十歳

(透明の棒)

年齢別の死者割合

(グレーの棒)

と同

年齢 のであ

高齢者の被害率には性差や地域差が

あ

9

図7は、被災東北三県のそれぞれに

代の割合を超える方々

、が震災の

犠牲とな

0

つまり、

高齢者ほど全人口に占める同年

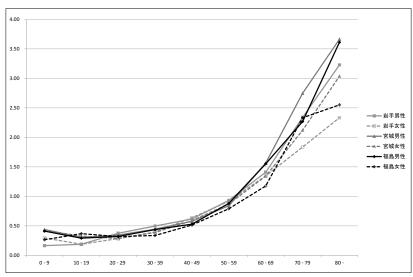
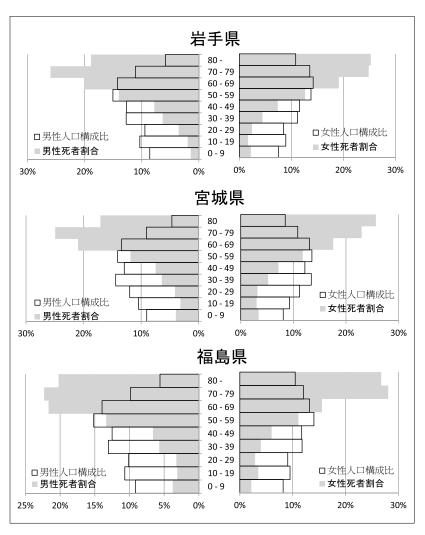


図7 岩手・宮城・福島県の人口ピラミッドと性別・年齢別の死者割合



出典:警察庁2012年3月6日

後に、人口割合に比べた死者割合の比は、東北三県で違い を越えると急に一を越え、 が女性よりも、 たことが読み取れる。さらに性別で比較すると、高齢 八十代では約二・五倍から三・五倍の高齢者が亡くなっ 人口構成割合に比べてより多く亡くなっていた。 七十代では人口構成割合よりも約二倍か の男性の方 7

自にまとめた被災三県の高齢者入所施設で被災し死亡・不明となら また、表の最右列には、河北新報 ことで求めた高齢者向け施設入所者の割合を比較したものである。 と考えられる。これを解く手がかりを示したのが表2である。 被害の割合が高いのか、さらに何故、被害の割合に三県で違いがあ そして岩手の順となっていた。この県別の順位は男女それぞれで同 施設入所者の被害率である。 れた方々の数を各県の施設入所者数で割ることで求めた高齢者向け ていた高齢者の数を、 特別養護老人ホー るのか。この問いについては、 様であった。 表2は、二〇一〇年三月時点での岩手・宮城・福島三県における すなわち高齢者の被害の 人口構成比上、何故、高齢男性の方が高齢女性よりも 、ムや養護老人ホームなどの老人向け施設に入所し 便宜的に七十歳以上の各県の高齢者数で割る 何らかの社会的要因が関与している (二〇一一年十二月十三日) が独

割合は、宮城で最も高く、続いて福島、 これを三県で比べると宮城県の被害率 があった。

表2 被災東北3県の70歳以上高齢者数と老人向け各種施設入所者割合											
			:								
県	70歳以上高 齢者数	老人向け施設 入所者割合		養護老人 ホーム	軽費老人 ホーム	高齢者向け 施設入所者 の被害率					
岩手県	275,976	2.6%	2.1%	0.3%	0.2%	2.1%					
宮城県	386,834	2.0%	1.6%	0.1%	0.2%	5.2%					
福島県	384,956	2.5%	2.1%	0.2%	0.2%	0.4%					

出典:平成22年国勢調査(http://www.e-stat.go.jp/SG1/estat/List.do?bid=000001034991&cycode=0) 平成21年度介護サービス施設・事業所調査(http://www.e-stat.go.jp/SG1/estat/List.do?lid=00 00010704843

平成21年度社会福祉施設等調査(http://www.e-stat.go.jp/SG1/estat/List.do?lid=000001068770] 河北新報「焦点/被災3県59ヵ所、津波被害/高齢者施設578人死亡・不明」2011年12月13日

たことが類推される。 れに対して岩手では高台に、福島では内陸部に施設が多く建てられていたことにより、 が群を抜いて高いことが分かる。 その一方で、施設入所者は介護スタッフにより二十四時間体制で見守られている。 宮城では、 施設が海辺の景観の良い場所に建てられて 立地さえ安全で 被害に差が いたこと、

入所施設の方が緊急時の対応では職員からの支援が受けられやすい

面もある。

そのような観

るかもしれない。しかしながら、より確定的な結論を下すためには、県別とい 緊急時の対応が取られていた、 ことが読み取れる。言い換えるなら、宮城では在宅で暮らす高齢者の割合がより高かっ 能性がより低く、 傾向が強いのに対し、 津波による影響がより多く出た可能性が考えられる。 点から表2を再びながめると、 さらに、このように考えると高齢者の死亡率の性差も、 個別の状況が分かるデータをもとにした検討が必要である。 結果として施設入所の割合が高く、 男性よりも平均寿命が長い女性では、配偶者からの介護によって支えられる可 といった理由で人口構成比上の女性の死亡者の割合の低さが説明でき 高齢者向け施設入所者の割合が宮城では岩手・福島と比べて若干低 (立地さえ安全であれば) 介護スタッフにより 男性では高齢でも在宅で妻や家族と暮らす ったマ クロ たことにより、 な統計資料

障害者 の死亡率は全体の死亡率の二倍だったか

では

より

 \bigcirc あった、という報道は、 一二年六月十日、 日本大震災で死亡した障害者 二〇一二年九月十一日)、 毎日新聞 (二〇一一年十二月二十四日)、 (障害者手帳所持者) 共同通信 (二〇一二年七月三十日)、 の死亡率が全住民の死亡率と比べて二倍近く N H K (二〇一二年三月六日、二 河北新報

表3 東日本大震災で10名以上の死者を記録した31市町村の全体死亡率と障害者死亡率

					萨中老手帳六八老			
県	市町	全体			障害者手帳交付者 被災地人口 死者 死亡率			
 岩手			<u>死者</u> 517	死亡率		<u>死者</u> 36	死亡率	
石士	宮古市	59,442		0.9%	3,371		1.1%	
	大船渡市	40,738	417	1.0%	2,268	47	2.1%	
	陸前高田市	23,302	1,760	7.6%	1,368	123	9.0%	
	釜石市	39,578	958	2.4%	2,569	64	2.5%	
	大槌町	15,277	1,229	8.0%	1,012	95	9.4%	
	山田町	18,625	775	4.2%	1,114	59	5.3%	
	田野畑村	3,843	39	1.0%	203	3	1.5%	
	野田村	4,632	27	0.6%	273	2	0.7%	
岩手小計		205,437	5,722	2.8%	12,178	429	3.5%	
宮城	仙台市*	318,133	734	0.2%	13,432	53	0.4%	
	石巻市	160,704	3,569	2.2%	7,893	397	5.0%	
	塩竃市	56,490	46	0.1%	2,997	0	0.0%	
	気仙沼市	73,494	1,234	1.7%	3,508	135	3.8%	
	名取市	73,140	911	1.2%	3,749	76	2.0%	
	多賀城市	62,979	125	0.2%	2,318	17	0.7%	
	岩沼市	44,198	150	0.3%	1,770	14	0.8%	
	東松島市	42,908	1,024	2.4%	1,920	114	5.9%	
	亘理町	34,846	306	0.9%	1,384	23	1.7%	
	山元町	16,711	616	3.7%	933	54	5.8%	
	松島町	15,089	16	0.1%	709	2	0.3%	
	七ヶ浜町	20,419	93	0.5%	882	8	0.9%	
	女川町	10,051	820	8.2%	605	81	13.4%	
	南三陸町	17,431	793	4.5%	995	125	12.6%	
	宮城小計	946,593	10,437	1.1%	43,095	1,099	2.6%	
福島	いわき市	342,198	430	0.1%	21,004	35	0.2%	
	相馬市	37,796	469	1.2%	1,903	23	1.2%	
	南相馬市	70,895	951	1.3%	4,398	16	0.4%	
	楢葉町	7,701	69	0.9%	512	11	2.1%	
	富岡町	15,996	134	0.8%	861	3	0.3%	
	大熊町	11,511	49	0.4%	565	0	0.0%	
	双葉町	6,932	94	1.4%	377	2	0.5%	
	浪江町	20,908	358	1.7%	1,155	23	2.0%	
	新地町	8,218	116	1.4%	455	17	3.7%	
	福島小計	522,155	2,670	0.5%	31,230	130	0.4%	
総計		1,674,185	18,829	1.1%	86,503	1,658	1.9%	
					u			

出典:NHK ETV「福祉ネットワーク」および「ハートネットTV」取材班の調べ、2012年9月5日現在*仙台市の死者のほとんどが若林区と宮城野区に集中していたため、両区の人口の合計を用いた。

二年九月二十四日)などが行 ある。繰り返し調査の理由は、 福祉ネットワーク(現ハートネ 自取材による障害者手帳を交付された犠牲者の調査である。 も含まれている場合があり、 の間隔で三回の問い合わせを行 数字の訂正が多くの自治体で行われたためである。 った。その根拠として報道各社が用いたのが、 当初の市町村の回答には障害者死者数として直接死だけでなく間接死 い死者数の検討を繰り返したという点で、 ットTV)取材班の資料は、二〇一二年三月から被災市町に三カ月間 このような独自調査資料のうち、 b 被災した市町に対する独 っとも精度の高いもので N H Κ

になっている。表3の最下行を見ると、直接死者が十名以上を記録した三十一自治体の全住民数 上の死者が発生した三十一の自治体の全住民の死亡率と障害者手帳所持者の死亡率が比較できるよう 材班が調べた全三十一市町村の結果(表3参照)の提供をいただいた。表3は東日本大震災で十名以 一二年九月十一日放送)で言及された。 っていたと、 - ラム 筆者は、これらの番組やシンポジウムの企画に協力しコメンテーターとしても関わったことにより、 この資料をもとにすると、 (公開シンポジウム、二〇一二年六月十日実施)、 NHK教育テレビ福祉ネットワーク 東北三県全体の障害者死亡率は、全住民の死亡率のほぼ倍近 (二〇一二年三月六日放送) や、 NHK教育テレビハートネットTV N H K */*\ 13 b トフ のとな オ

表3には東北三県の被災三十一市町村のそれぞれについて障害者と全体の死亡率が記載され 7 13 なっており、この数字が番組やシンポジウムでも紹介された。

(障害者手帳所持者)

の死亡率が一

九%となり、

全体死亡率のほぼ倍と

六百五十八人)より障害者

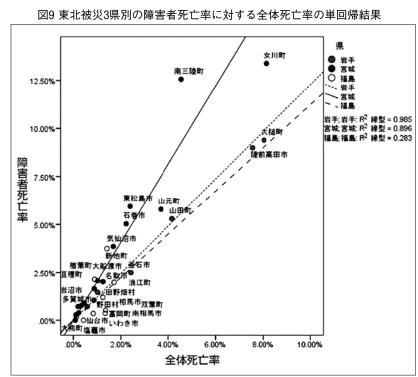
六十七万四千百八十五人)と死者数(一万八千八百二十九人)が示されている。これをもとにすると

全体の死亡率は一・一%となる。また障害者手帳交付者数(八万六千五百三人)と障害者死者数

それぞれ らの 当てはめたのが図9である。 者死亡率の 検討を行うために、三十 の数値だけではなく、 関係を県別に分けて回帰直線を について全体死亡率と障害 関係を散布図にし、 より 町 それ 村の かな

通 * 常 回帰式 宮城、 ることから、 が○の時には障害者死亡率も○とな 約するものとなっている。 全体死亡率に対する障害者死亡率 体死亡率の 帰式を用 体死亡率と障害者死亡率の の回帰とは異なり、 福島の各県内市町村ごとの全 (障害者死亡率 ると、 何倍となるのか、 を用 切片が○で原点を通る 障害者死亡率 11 いている。 \parallel 回帰係数 全体死亡率 ただし、 関係を要 この回 13 · は 全 わ X

大変貴重なものである。 三本の回帰直線は、それぞれ岩手 そこで、



格差を表す指標として回帰係数が解釈できるようになる

死亡率の倍近くであった) て合算した場合には、 各県の個別の状況が浮か 方で岩手(一 そこで図 9を再度ながめると、 一九倍) 全体 び上が と福島 が過大に反映されてい 人口や障害者人口で過半を占める宮城県の傾向 ったのである。 障害者の死亡格差は宮城県で倍近くと大きく <u>.</u> 一六倍) で小さいことが明らかになった。 たが、 県別による市町村単位の分析を行うことによ (障害者の死亡率は全体 死亡率を全体と そ 0

障害者施設入所率の違い が障害者死亡率の県別格差を説明

なると、 数に et al, 1100111)° 体死亡率や障害者死亡率を説明できるとした研究が専門学術誌に掲載されてきた。 社会的脆弱性の影響に関しては、 津波到達時間、 災害による被害は、 つい 震源 ての報告が震災半年後には既に発表されている からの距離、 地域防災計画で想定した津波高と実際の津波高の比(松本・立木、 東日本大震災の人的被害 ハザ 浸水面積率、 ĸ (外力) 市町村単位での被災各地の津波高などの各種実測値と死者・ 地形、 と暴露および脆弱性の三つの要因によって決まる (直接死) に関する市町村単位での津波ハザ 高齢化率や農業・漁業従事者率 (鈴木・ 林 11011)° (上田, さら $\overline{}$ に震災翌年に $\frac{-}{\circ}$ ド要因や (Wisner 不明者 が

0 差異は見られ 障害者に被害が出たことを指摘して てい 最後に述べ た。 すなわち、 、た松本 なか ったが、 立木 前節の図9で示したように、 障害者死亡率を従属変数 (110111)61 る。 0) 研究では、 しか しながら、 宮城県では岩手県や福島県と比較 とした場合には県ごとの差異が統計 全体死亡率を従属変数とした回帰では県ごとに その が理由に 0 61 ては明ら か 13 してより多く 的 7 ľ 有意とな 13 な 61 0)

列を用

13

て、

障害者死亡率を従属変数とするステ

ッ

プ

ŋ 0

設入所率は表

4 の

県ごとの

ものを用いた)、それぞ を被災三十一市町

ħ

分析を行

った結果をまとめ

たの

が図10であ

化率と農業・漁業従事者率の合成変数、

:障害者施設入所率)

浸水面積率、

地形区分、

津波到達時間)

報告されてきた要因として全体死亡率、

ハザー

・ド要因

このような仮説を検討するために、

場で、 震災からみる障害者市民支援活動と今後の課題」と題するシンポジウム 東日本大震災の現場で障害者支援にあたった当事者団体や組織 は、 障害者被害率に影響を及ぼす要因として東北地方における施設入所率の高さを指摘して 特定非営利活動法人ゆめ風基金理事の八幡隆司氏が二〇一一年十月二日に行った「東日本大 0) ij 報告の一部である。 ダ たち は、 学会とは 離 13 た。 n

障害者は地域で暮らせない 命も見逃さな 六回全国校区 活動法人さぽ 八幡氏と同様の指摘は、 この地域の人たちは卒業後もそのまま入所施設に入ることに抵抗は少なく、自宅に帰るなら、 動支援を使って買 護の必要な場合は親が介護をがんばるしかないわけです。 代表の今川さんは31歳の若い女性です。 看板は復活 ので盛岡まで行 障害者支援に限 代にコロニー解体と 11 亡 の 13 小地域福祉活動サミット とセンター してい 席上で、 、ます。 四%であ い物に出かけるということは、まずないのです って寮生活をしながら小・中・高を過ごされました。そういう地域ですから、 っていえば、岩手も宮城も入所施設の問題があります。 から」と応えてい ぴあ代表の青田由幸氏も述べている。二○一三年一月十二日に行われた第 南相馬市で障害者の生活介護や生活訓練、 まったく状況は変わっていません。、被災地障がい 南相馬市では、 いうこともおっしゃい 0 たことの 理由につい 今回の被災地の大船渡に生まれて、 全体死亡率一 る。 KOBE・ひ ましたが、浅野さんがい ての 問 ・三%に対して障害者死亡率はむしろそれ ょうごでのシンポジウム 13 \wedge 合わせに、 ルパ 自立支援事業を行う特定非営利 (八幡,二〇一二 を使って生活をするとか、 青田氏は なくなったらコ かつて浅野さん 家の近くに施設が 者支援センター 「災害時ひとり 「福島では p_. 1111)° 口 重度 二 が県 1 な 0 0

 \overline{O} ような障害者支援の関係者からの発言に触発され て、 被災東北三県に 0 13 て震災 __ 年前

表4である。 施設入所者数を調 たる二〇一〇年三月時点での各種障害者手帳交付者数と障害者福 べ、 それをもとに施設入所者割合をまとめたの

では、

障害者向け

施設の解体とノー

これを見ると、

ては、

0

して知事選に立った浅野史郎前知事の県政のもと、

ては施設入所率が低かった(すなわち地域で在宅の生活を送る人 障害者支援施設および身体障害者更生援護施設 入所者割合が大幅に低いことが確認できる。 マライゼーションの推進を表明 逆にその結果として、 障害者死亡率に関係があると 最大津波高と想定津 と脆弱性要因 村ごとにまとめ 身体障害者に (震源) イズ 相関関係行 61 か、 重 波高 までの (高齢 地域で 宮 口 施施 が 0 つ 城 表4 被災東北3県の各種障害者手帳交付者数と福祉施設等入所者割合 手帳交付台帳登載数 (2009年度) 福祉施設等入所者割合(2009年度) 身体障害 者更生援 精神障害 知的障害 精神障害 身体障害 身体障害 障害者支 者援護施 設入所者 者保健福 療育手帳 者社会復 県 者手帳交 援施設入 者施設入 祉手帳交 交付者数 護施設入 帰施設入 所率 付者数 所者割合 付者数 所者割合 割合 所者割合 岩手県 46,039 10,141 5.505 3.1% 2.3% 0.8% 9.2% 1.0% 宮城県 50,476 9.285 9.335 0.7% 0.3% 0.4% 17.7% 0.8% 63,985 福島県 14,636 6,620 1.3% 0.9% 0.4% 10.4% 1.0%

言かったのではな

津波被害に遭う可能性が宮城ではより

割合が高かった)。

しかしながら、

う仮説が示唆されるのである。

注1) 数値は2010年3月現在

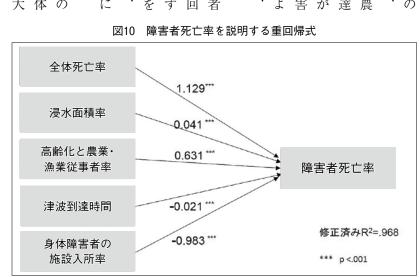
注2) 身体障害者施設入所率は障害者支援施設入所者割合と身体障害者厚生援護施設入所者割合を合算したものである

出典: 平成21年度福祉行政報告例(http://www.e-stat.go.jp/SG1/estat/List.do?lid=000001068770) 平成21年度衛生行政報告例(http://www.e-stat.go.jp/SG1/estat/List.do?lid=000001068836) 平成21年度社会福祉施設等調査(http://www.e-stat.go.jp/SG1/estat/List.do?lid=000001068770)

で 大変に精度の高い予測式となっていた。 大変に精度の高い予測式となっていた。 大変に精度の高い予測式となっていた。 大変に精度の高い予測式となっていた。 大変に精度の高い予測式となっていた。 大変に精度の高い予測式となっていた。 大変に精度の高い予測式となっていた。 大変に精度の高い予測式となっていた。

対して何倍の影響があったかを比較できる。 対して何倍の影響があったかを比較できる。 図10に示した偏回帰係数は、それぞれの変数が障害者死亡率に 採用しているので、偏回帰係数を比較することにより、 採用しているので、偏回帰係数は、それぞれの変数が障害者 図10に示した偏回帰係数は、それぞれの変数が障害者

の人的被害が大きかったところでは、障害者の被害も大は、全体死亡率(回帰係数一・一二九)であった。全体その結果、障害者死亡率への影響が一番強かったの



きかっ 過半をしめる宮城県の傾向が過大に反映されたためである。 約一・一倍であった。二倍と報道されたのは、他の要因の影響まで含めていたことと、 全体の死亡率と障害者死亡率の格差は、 X デ ィアが報道してきたような二倍では 人口で

害者死亡率を岩手・ 次いで影響力の高かった要因(回帰係数 これは、 また入所率は宮城で群を抜いて低い 障害者入所率が一%高くなると障害者死亡率を約一%下げる効果があったということで 福島よりもほぼ倍近く高めた大きな原因と考えることができる。 (在宅での生活者が群を抜いて高い) ことが、 マイナス〇・九八三) は身体障害者施設入所率であ 宮城県の障 0

これらの 漁業であると沿岸部ぞいに居住する可能性が高いこと、そして漁業にしめる高齢者の割合が高いこと、 になるほど身体の不自由の度合いが増し、身体障害者手帳の交付を受ける者が多くなること、 障害者死亡率に影響を与える三番目の要因は高齢化と農業・漁業従事者割合であった。これは高齢 要因が関連しあって障害者死亡率を高めていた。 生業が

高齢者施設の立地、 地域福祉 • 医療の進歩が被害を大きくしてい た

宮城の高齢者の死亡率が岩手や福島に比べて高くなっていたことも明らかにした。 害者の避難の実態と課題を検討した。 波被害に遭い、 における古典的な命題 本章では、 第一に宮城県内の高齢者向け施設では景観のよい海辺に立地している場合があり、 県別や市町村別の統計資料を用いてマクロな観点から東日本大震災における高齢者や障 結果として高齢者向け施設入所者の被害率が群を抜いて高くなったことが考えら (Friedsam, 一九六〇) その結果、 が今回の震災でも繰り返されたことを示した。 高齢であるほど被害率が高くなるという福祉防災学 その原因として そのために津 さらに

高齢者の死亡率の男女差 (男性の方が高かった) を説明できるのではないか、という仮説を提示 さらに第二の理由として、宮城県における在宅高齢者の割合が他の二県よりも若干高くなっていた為 れた。そして、施設への入所の割合の男女差(平均寿命の長さのゆえに女性の方がその割合が高 災害脆弱性が施設 (安全な立地であることが前提であるが)入所者よりも高かったことがあげら

る地域住民主体の個別避難支援計画づくりが決して間違ったものではないことを示す好例となって 城県石巻市八幡町では、地域の要援護者リストに載った十七名のほぼ半数が、このような地域の防災 える。前章で紹介したように震災に先立つ二○○五年五月より、このようなとり組みを進めてきた宮 えるとりくみを、在宅福祉・地域福祉の一般施策としてもっと積極的に進めなければならない ネットワ るのではなく、地域における人と人とのつながりを通じて高齢者を包摂することにより命や生活を支 は与しない。 以上の結果をもとにして、「高齢者は安全な立地の施設に入所させるべきだ」といった考えに筆者 クによって救われていたのである。八幡町の実績は、 むしろ、 いざという時のためには、隔離された施設のコンクリートによって高齢者を守 現在、わが国の各地で進められて と考

農業・漁業従事者率が高いと障害者死亡率が高くなること、 亡率の一・一倍であったこと、 帰分析から、 を確認した。 障害者へのとり組みでも結論は同じである。 津波浸水面積や到達時間といったハザー 施設入所率が一%高いと障害者死亡率が一%下がること、高齢化率と 市町村単位の障害者死亡率に影響を及ぼす要因 ド要因の影響とは別に、障害者死亡率は全体死 などの社会的脆弱性に関する要因の影響 の重回

障害者死亡率も宮城で高く (全体死亡率の約二倍)、 岩手・福島で低 13 (全体死亡率の約

二倍)ことを示した。この県別の違いは、障害者施設への入所率の違いによって説明できることを示 すよりも災害脆弱性が低かったことを物語っている。 した。これは、高齢者向け施設の場合と同様に、立地が安全であれば、施設入所者の方が在宅で暮ら

設だけ解体すれば大変な混乱が起こる」という論法であったと聞く。 入所者の方が在宅の障害者よりも震災の被害は小さかった。 によるものと考えるが、その根拠となったのは、「地域での受け皿づくりが準備できていない 入所率の高さは、浅野史郎前知事の提唱したコロニー解体宣言に対する、 るわけでは決してない。前述のゆめ風基金理事の八幡氏の発言にもあるように宮城県の知的障害者の 障害者についても、 以上の結果から「障害者は施設収容するべき」といった意見に筆者が与して たしかに今回の震災では、 その後の揺れ戻し ・時に施 (撤回)

包まれて暮らせるしくみをつくることが喫緊の課題となるのである。 摂してゆくことは大きな時代の流れである。地域での受け皿づくりが進んでいないことは障害者を隔 離しておくことを正当化する理由とはならず、だからこそなおのこと障害者が地域のネットワー しかしながら、ノーマライゼーションは地球規模で拡大している理念であり、当事者を社会的に包 ク

込むしなやかな強さを持つこと。これが、 は教訓として学び 隔離された施設のコンクリートの壁によってではなく、 取 いってい かなければならない 高齢者や障害者を守る大きなちからとなることを、 のだ、 人と人とのつながりのなかに当事者を包み 私たち

- コマファイ ニコー 援護度マッピングの実施研究:脆弱性の「人-環境相互作用モデル」に基づいて 地域安全学会論文集: ル・中村千佳子・横田治郎・立木茂雄(二〇〇九). 神戸市兵庫区における障害者の災害時要
- Friedsam, H. J. (|九代〇).Older persons as disaster casualties. Journal of Health and Human Behavior, | ・ 二六九-二七三:
- 林春男・ 村上陽一郎 (二〇〇三). 社会の安全学-震災後の危機管理 村上陽一郎 (編) 安全学の現在井豪雨災害に関する調査研究中間報告会報告,新潟大学,二〇〇四年十一月十九日. (二○○四).7・13新潟水害による犠牲者はなぜ生まれたのか 平成16年7月新潟・福島、 福
- 林春男· 八九一一三一 青土社 p p
- 林春男 (一九九六).災害弱者のための災害対応システム 都市政策,八四, 四一一六七
- 石巻市 ((二〇一四) 被災状況(人的被害)平成26年10月末現在(http://www.city.ishinomaki.lg.jp/cont/101:(二〇〇七).障害とは何か-ディスアビリティの社会理論に向けて 生活書院. 06000/7253/20141016145443. html, 二〇一四年一一月一六日閲覧)
- 神戸新聞(二〇〇四).五月一四日づけ朝刊.警察庁 (二〇一二・三・一一~二四・二・二九)警察庁 (二〇一二).東北地方太平洋沖地震による死者の死因等について(二〇一一・三・一一~二四・二・二九)
- 厚生労働省(二○○二).国際生活機能分類-国際障害分類改訂版-(日本語版)(http://www. mhlw. go. jp/hou dou/2002/08/h0805-1. html, 二〇一四年一一月一六日閲覧)
- 倉本智明(二〇〇二) 身体というジレンマ-障害者問題の政治化はいかにして可能か 好井裕明・ 山田富秋
- 的被害発生実態に関する研究 地域安全学会論文集,一,一五一-一五六:呂恒倹・小檜山雅之・牧紀男・林春男・田中聡・西村明儒(一九九九).阪神・淡路大震災における西宮市の人実践のフィールドワーク せりか書房 pp.一八九-二〇五. 一五一一一五六
- 松本亜沙香・立木茂雄(二〇〇九).阪神・淡路大震災におけるアンケート震度および社会的脆弱性が建物被害 や直接死者数に及ぼす影響に関する確認的研究 地域安全学会論文集,一一,八九-九六:
- 松本亜沙香・立木茂雄 (二〇一二) 東日本大震災における市町村別の死者集計データを用いた分析による障害

- (二〇〇四):「集中豪雨時等における情報伝達及び高齢者等の避難支援に関する検討会」((一九九九).障害学に向けて 石川准・長瀬修(編)障害学への招待 明石書店 pp.一一-者と高齢者の死者発生因に関する研究 地域安全学会論文集,一八,二四一-二五〇.
- 内閣府 概要について(記者発表資料)二〇〇四年一〇月七日(http://www. bousai. go. jp/kohou/oshirase/hl 「集中豪雨時等における情報伝達及び高齢者等の避難支援に関する検討会」(第一回)議事
- 九〇一九八:
- 6/041007gouushienkentou/041007gijigaiyo. html. 二〇一四年,一九〇一九八越智祐子・立木茂雄(二○○七)、「災害時要援護度」概念の構築 減災,二,九○-九八越智祐子・立木茂雄(二○○七)、「災害時要援護度」概念の構築 減災,二,九○-九八蔵覧) ○○六).障害の政治 – イギリス障害学の原点 明石書店) Politics of disablement. Macmillan. (三島亜紀子・山岸倫子・山森亮・横須賀俊司(訳)(二
- 集中豪雨時等における情報伝達及び高齢者等の避難支援に関する検討会(二〇〇五).災害時要援護者の避難支e中豪雨時等における情報伝達及び高齢者等の避難支援に関する検討会(二〇〇五).災害時要援護者の避難支 総務省消防庁(二〇一一) 災害時要援護者の避難支援対策の調査結果(報道資料)(http://www. fdma. go. jp/
- 援ガイドライン (http://www.bousai.go.jp/taisaku/hisaisyagyousei/youengosya/h16/pdf/03_shiryoul.
- 日本都市学会年報,三四,三八-四五.磨志保(二〇〇〇),「災害弱者」と災害支援-阪神・淡路大震災以降の概念の広がりと対応の変化を中心に-pdf, 二〇一四年一一月二一日閲覧)
- 鈴木進吾・林春男 (二〇一一) 地域安全学会論文集, 一五, 一七九-一八八. 東北地方太平洋沖地震津波の人的被害に関する地域間比較による主要原因分析
- 立木茂雄 (二〇一三). 高齢者、 田中幹人·標葉隆馬·丸山紀一朗 障害者と東日本大震災:災害時要援護者避難の実態と課題 消防科学と情報, (二○一二) 災害弱者と情報弱者−3・11後、 何が見過ごされたのか 筑摩書房
- Tatsuki, S. (110111) Old age, disability, and the Tohoku-oki earthquake. Earthquake Spectra, 11九 (の1) , S四〇三-S四三三
- Tierney, K. J. Petak, W. J., & Hahn, H. (一九八八)' Disabled persons and earthquake hazards. University of Colorado Institute of Behavioral Science, Boulder, CO
- 77 Social policy: An introduction. London: Routledge. (ティト マス, R. 坂田周一

第7章

- 日閲覧) 一九九九): 社会政策入門(http://www. rikkyo. ne. jp/~ssakata/paper/titmuss/ 二〇一四年一一月一七
- 上田遼 (二〇一二).重回帰分析を用いた東日本大震災における津波の人的被害の考察-津波性状と社会的要因上田耕造(二〇一二).東日本大震災、医療と介護に何が起こったのか-震災関連死を減らすために- 萌文社.
- W W H H O O (一〇〇一).The International Classification of Functioning, Disabilities and Handicaps. を考慮した検討 – 地域安全学会論文集,一八,四四三 – 四五〇.
- 八幡隆司(二〇一二).東日本大震災からみる障害者市民支援活動と今後の課題 京都市社会福祉協議会・京都市disasters, (2nd Ed.) , London: Routledge. Wisner, B., Blaikie, P., Connon, T. & Davis, I. (1100111) At risk: Natural hazards, people's vulnerability and
- 社協フェスタ京都市社協法人設立50周年記念シンポジウム報告書 pp.一二-一六.ボランティアセンター(編)人に優しく、災害に強い福祉コミュニティを目指して:福祉ボランティア・ボランティアセンター(編)

